

## 福岡市屋台公募（商業地域エリア）に係る不適切な行為について

### 1 行為者

元福岡市屋台選定委員会委員 天神地区の屋台営業者団体 組合長（当時）

※ 福岡市屋台基本条例第28条第3項第4号

次条（条例第29条）第1項に規定する屋台営業者団体の代表者

### 2 事実の概要

福岡市屋台選定委員会委員である天神地区の屋台営業者団体（以下「天神地区団体」という。）の組合長が、公募屋台営業候補者への応募者（以下「応募者」という。）との接触が禁止されているにもかかわらず、公募屋台営業候補者募集に際し、「商業地域エリア」に応募した天神地区団体所属の応募者2名に対して、自らその公募屋台営業計画書（以下「営業計画書」という。）の一部について添削や助言を行った。

また、組合長は、申請書類の一部について「記載例」を記した資料を作成し、天神地区団体の副組合長に交付して同団体に所属する商業地域エリアの応募者に対する指導を依頼した。副組合長は、組合長の依頼を受けて複数の応募者（7名）の営業計画書の一部について添削や助言を行ったもの。

### 3 事案の経緯

#### ○ 1月27日（金）

記者より屋台選定委員会委員の一人が、応募書類の書き方を教えたとの話を聞いた、との情報あり。

11:00 組合長に事実確認

- ・ 委員就任期間中に公募に関する相談に応じたり、指導した事実はない旨回答受け。

#### ○ 2月8日（水）

19:40 組合長から連絡を受け、屋台にて面談

- ・ 18:00～19:30 にテレビ取材あり、「記載例」の有無について質問を受けた。
- ・ 「記載例」を作成した旨を話した。

21:00 組合長及び副組合長に来庁するよう連絡

21:50 組合長・副組合長が来庁し事情聴取

**【組合長】**

- ・ 副組合長に指導を頼み、後日法令遵守項目について「記載例」を作成し、副組合長に渡す（9月中旬）
- ・ 組合長自ら、申請者2名（不合格者）に営業計画書の添削を施す（10月下旬）

**【副組合長】**

- ・ 副組合長自らも法令順守事項について「記載例」を作成していたが、組合長の「記載例」を参照に手直しし、組合長作成の「記載例」を組合長に返却（9月下旬）
- ・ 副組合長は「記載例」を他人にみせず、申請者7名（合格者6名、不合格者1名）に事業計画の添削、助言を施す（10月下旬）

○ 2月10日（金）

関係申請者（天神地区組合員）への事情聴取を開始

（参考）添削指導を受けた申請者の選考結果

	書類審査合格	面接審査合格	備考
組合長が添削指導した2人	2人	0人	
副組合長が添削指導した7人	7人	6人	1人は面接辞退

#### 4 市の対応

(1) 組合長

福岡市屋台選定委員会委員から解任（平成29年2月9日）

(2) 組合

福岡市による屋台営業者団体指定を取り消し（平成29年2月9日）

(3) 組合長から直接指導を受けた者（2名）

福岡市屋台選定委員会委員との接触禁止規定違反により失格予定

(4) 副組合長から指導を受けた者（7名）

福岡市屋台選定委員会に諮って対応を決定